

絹川正吉著「一般教育学会におけるFD研究の展開」大学教育 研究と改革の30年 大学教育学会の視点から 所収、東信堂 2010年6月1日刊を読む

一般教育学会におけるFD研究の展開

大学の論理としてのFD(ファカルティ・ディベロプメント)

1. なぜFDであるか。FDは大学の論理でなければならない。大学の論理とは、大学が大学である在り様のことである。「社会的大学」の営みの中核は教育である。そこでの「大学の論理」は学生の「学習支援の論理」でなければならない。教授会・教育の責任は教育の質の担保である。自律性とは、教育の質の担保責任を自らの意思で担うことである。FDはそのためのものである。Facultyの自律性に基づくFDが教育の質を担保する。教育の質を担保する自己責任の営みとしてFDを位置づけるのである。「社会的大学」における教授会の自治の本義はここにある。大学教員の自律性が犯されては、大学の論理は成り立たない。FDが大学教員の自律性に託されていることを軽視してはならない。にもかかわらず、現実には、大学教員の自律性は仮説である。この仮説が公理として大学教員の間で共通に認識されるまでは、FDは大学教員の自律性に期待することはできない。そこに行政レベルのパラダイムと自律性のパラダイムの力学的関係は継続する。これを正当に機能させるための方策として、行政パラダイムの下でのFDは、教員へのサービスに徹底することを提唱するのである。サービスを受けるか否かは教員が自律的に決めることである。こうして二つのパラダイムの相克を統合する契機が生まれる。行政と教授会はFDについて協定を定める。そして、FD委員会を教授会の常置委員会として位置づけることが、FDのダイナミックスの第一歩である。

2. 一般的FDはサービス(行政主導)として行うのに対して、専門(Disciplines)に関わる教育能力開発(専門FD)は、教員の自律性に基づかざるを得ない。専門FDの自律性支援策として、専門FD実践に対して、評価と報酬制度を開発することも、自律性が仮説である限り必要なことである。これは行政の責任であり、制度化すべきことである。

P102 ~ 103

[コメント]

大学の論理とは「大学が大学である在り様」「社会的大学の営みの中核は教育」つまり、「学生の支援の論理」でなければならない。吉川先生の論理はいつも明快だ。大学の教員こそ「自律的に活動する」能力を備えるべきと私も考える。

- 2011年4月26日 林 明夫記 -

